

○福岡県警察官家族災害救慰金の支給に関する訓令の運用について(通達)

(概要)

(昭和47年福警務内訓第9号)

この内訓は、福岡県警察官家族災害救慰金の支給に関する訓令（昭和47年福岡県警察本部訓令第11号）の運用について必要な事項を定めたものである。

主な内容として、

- 救慰金支給の要件
- 救慰金の種別及び支給金額
- 救慰金の申請
- 救慰金支給の方法

などの項目からなっている。